

適合証明書

- 2002/95/EC 電子・電機機器における特定有害物質使用制限指令(RoHS)
- 2002/96/EC 電気・電子機器廃棄物指令(WEEE)
- 2003/11/EC ペンタブロモジフェニルエーテル(ペンタ BDE) 及び
オクタブロモジフェニルエーテル(オクタ BDE) 並びに難燃剤の禁止
- 2005/717/EC 難燃剤デカ BDE の禁止
- 2005/84/EC 特定フタレート及び特定可塑剤の使用制限
- 2006/122/EC パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)の使用制限
- 2009/251/EC 殺生物剤フマル酸ジメチル(DMF)の禁止
- 2009/425/EC 有機スズ化合物の使用制限

エレクトリゾーラは、弊社製品のマグネットワイヤーが、EU 指令の 2002/95/EC 電子・電気機器における特定有害物質使用制限指令(RoHS)、2002/96/EC 電気・電子機器廃棄物指令(WEEE)及び 2003/11/EC ペンタブロモジフェニルエーテル(ペンタ BDE)とオクタブロモジフェニルエーテル(オクタ BDE)の禁止、2005/717/EC デカ BDE の禁止、2005/84/EC 特定フタレートの使用制限及び 2006/122/EC パーフルオロオクタンスルホン酸塩の使用制限、2009/251/EC 殺生物剤 フマル酸ジメチル(DMF)の禁止、2009/425/EC 有機スズ化合物の使用制限に定められた基準に適合していることをここに証明いたします。下記の RoHS 各物質及びその他の規制物質について個別の分析結果を提供することができます。

- カドミウム
- 六価クロム
- 鉛
- 水銀
- ポリ臭素化ビフェニル(PBB) とその誘導体
- ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE) とその誘導体
- ハロゲン 4 元素(F, Cl, Br, I)
- パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)
- パーフルオロオクタン酸(PFOA)

弊社の技術知識において、弊社マグネットワイヤー/エナメル銅線製品には下記化合物及び成分が使用されていないことが証明されています。

- アンチモン*及びその化合物
- ヒ素*及びその化合物
- アソベスト
- アゾ染料・顔料及び特定アゾ化合物
- ベリリウム及びその化合物
- ビスフェノール A
- ビス(トリブチルスズ)=オキシド
- フマル酸ジメチル(DMF)
- ダイオキシシン類及びフラン類
- ホルムアルデヒド
- ハロゲン化難燃剤 (例: HBCD, HBCDD, TBBPA)
- ハロゲン化ナフタレン類 (例: PCN)

- 有機ハロゲン化合物 (例: HFC, HCFC, PFC)
- マグネシウム 及びその 合金
- 中鎖型塩化パラフィン (C14 – C17)
- ニッケル *及びその化合物
- 有機スズ化合物(例: DBT, DOT, TBT, TPT)
- オゾン層破壊物質
- 過塩素酸及びその誘導体
- 殺虫剤
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)
- ポリ塩化フェノールとその誘導体
- ポリ塩化ターフェニル(PCT)
- 多環境芳香族炭化水素
- ポリ塩化ビニール(PVC)とその混合物
- 放射性物質
- 赤リン
- セレン *及びその化合物
- 短鎖型塩化パラフィン (C10 – C13)
- 特定ベンゾトリアゾール [2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)ベンゾトリアゾール]
- 特定カチオン(陽イオン)性界面活性剤 (DTDMAC, DODMAC, DSDMAC, DHTDMAC)
- 特定芳香物質 (ジャコウキシレン, ジャコウケトン)
- 特定フタレート (DEHP, DBP, BBP, DINP, DIDP, DNOP, DNHP)
- トリクロサン

銅金属母材の中に最初から微量元素（鉛は 5ppm 以下、それ以外の*印は全て 2ppm 以下）が含まれている可能性はありますが、現状の鉱石溶解工程では除去することができません。これらの物質は、銅マグネットワイヤーの製造工程又はその付随支援システムにおいては使用されていません。

ご質問やご不明な点などございましたら、お問い合わせください。



Dr. Chang I-Kwang
Product Research & Development
Elektrisola (Malaysia) Sdn. Bhd.

Phone: +60 9 2210888
Fax: +60 9 2210800
Email: i_kwang@elektrisola.my

改訂 4: 2011 年 7 月 18 日

